

埼玉県カスタマーハラスメント防止対策に関する専門委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本県のカスタマーハラスメント防止対策について検討するため、「埼玉県カスタマーハラスメント防止対策に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項について、専門的な見地から幅広く議論し、必要な助言を行う。

(1) 本県が実施しようとするカスタマーハラスメント防止対策に関する事項

(2) その他産業労働部長が必要と認める事項

(委 員)

第3条 委員は、産業労働部長が選任する。

2 委員の任期は就任日から2年以内とする。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は委員会を代表し、議事を総括する。

3 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員長に事故あるとき又は委員長から委任を受けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(運 営)

第5条 専門委員会は、委員長が招集する。

(庶 務)

第6条 専門委員会の庶務は、産業労働部雇用・人材戦略課で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。